

源氏物語の「二条院」の位置

* 森 本 茂

一

『源氏物語』の二条院は、もと桐壺更衣の里第であったが、更衣の没後は源氏が伝領した。二条院は源氏が元服し葵上と結婚してまもなく、父桐壺院の命によって改築され（桐壺）、紫上はこの院の西の対に住み（若紫）、のちに六条院に移ったが、晩年はふたたびこの院で病床に臥して没した（御法）。明石姫君もこの院で紫上に養育された（薄雲）。源氏の没後は匂宮がこの院に住み（匂宮）、宇治中君が西の対に迎えられた（総角）。また、二条院の東院は、源氏が父桐壺院から伝領した院で、さらに修築を加え（薄標）、花散里が六条院へ移るまで住み（松風）、末摘花も引き取られ（玉鬘）、源氏の没後は花散里が伝領した（匂宮）。

このように二条院は、六条院とともに『源氏』の主要な邸宅であり、作者は然るべき準拠に基づいて設定したと推定される。ところがこの二条院の位置には従来二説あり、その準拠には三説あり、まだ定説らしいものがない。そこでこの問題を考えてみたいと思う。

二

『源氏』の中に、二条院の位置は次のように書かれている。

(1)「今宵、中神、うちよりは塞がりて侍りけり」……「二条の院にも（左大臣邸と）同じ筋にて、いづくにかたがへむ」（帚木―日本古典文学大系本／青表紙本、以下同）

(2)（紫上の引きとられている故按察の大納言の家から）二条の院は近ければ、（源氏は）まだあかうならぬ程におはして、……（若紫）

(3)（斎宮の群行は）暗う出で給ひて、二条より、洞院の大路を折れ給ふほど、二条の院の前なれば、大将君（源氏）いとあはれと思されて、……（賢木）

(4)（薫は三条宮に）日々におはしつゝ見給ふに、この院（二条院）近き程なれば、……花ざかりの程、二条院の桜を見やり給ふに、……（二条院の）御前の梢も、かすみ隔てて見え侍るに、……（早蕨）

(1)は源氏が左大臣邸にいて、内裏からみたこの左大臣邸も二条院も塞がっているので、やむなく紀伊守の中河の家（東京極）に方違えするところ。これによると、内裏から見て二条院は左大臣邸の東の方にあるらしい。しかし、左大臣邸の位置は不明。(2)は源氏が故按察の大

* 国文学研究室（昭和61年9月15日受理）

納言の家にいる紫上を引きとりに行くところ。故按察大納言の家は、内裏から六条京極へ行く途中にあると書かれているが（若紫）、具体的な位置は不明。(3)は二条院の位置を最も具体的に記している。六条御息所の娘の斎宮（のちの秋好中宮）が、内裏から伊勢へ向かうのに、二条大路から洞院大路を折れて南行するあたりが二条院の前だという。しかし、洞院大路は東洞院大路か西洞院大路か、そこが問題である。(4)は薫のいる三条宮から、匂宮・中君のいる二条院の桜が見えるというのであり、三条宮と二条院は近い距離の所にある。しかし、三条宮の具体的な位置は不明である。

以上の(1)・(4)のうち、(1)・(2)・(4)によれば、二条院は左大臣邸、故按察の大納言の家、三条の宮から近いことは分かるが、その三つの家の位置が具体的にでないで、二条院の位置の決め手にはならない。それに対して、(3)の「洞院の大路」が東洞院か西洞院かが推定できれば、二条院の位置はかなり具体的にになる。

そこで「洞院の大路」を検討するが、その前に、『源氏』の邸宅や登場人物に準拠を認めるか、まったく仮空のものとするか、について一応はつきりしておきたい。『源氏』の中に桐壺院について、

このごろ、あけくれ御覧ずる長恨歌の御絵、宇多院の書かせ給ひて、伊勢、貫之に詠ませ給へる、やまとことの葉をも、唐土の歌をも、……（桐壺）

そのころ、高麗人のまゐれるが中に、かしこき相人ありけるを聞き召して、宮のうちに召さんことは、宇多の帝の御誠めあれば、いみじう忍びて、この御子を鴻臚館に遣はしたり。（同）

とあり、『河海抄』（序）にいうように、桐壺院は宇多院の皇子の醍醐天皇を準拠にしている。また、醍醐天皇の皇子の源高明（西宮左大臣）は、安和の変で大宰権帥に左遷させられたが、それは源氏が須磨・

明石に流されたことに類似しており、やはり『河海抄』にいうように、源氏は源高明を準拠にするとみられる。

『源氏』の邸宅にも準拠がある。『源氏』の桐壺・弘徽殿・藤壺・南殿は平安京内裏に実在した殿舎であり、冷泉院・大学寮・雲林院は京内外に実在した建物である。二条院・六条院も当時の京の条名がついており、実在の院名を用いたか否かは別として、二条院は二条（特に左京の二条）、六条院は六条（特に左京の六条）に準拠を求めてよからう。京の大路名のつく邸宅の位置について、加納重文氏は、『源氏物語の研究』で、

たとえば四條第とでも言えば、四條大路に南北に面する両側のほかに、三條大路南に至るまでの間に存在するときに、呼称される。従って、二條院というならば、二條大路に面する両側か、二條大路から北、多分大炊御門大路に至る地域かに所在することを想定させる。

といわれる。たとえば『拾芥抄』の東京図を見ると、小一条殿（師尹邸）は一条大路と二條大路のちょうど中間の勘解由小路のすぐ北側にあり、どちらかといえば一条大路寄りであるから「小一条殿」というのであろう。二條殿（教通邸）は二條大路のすぐ南側にある。東三条殿（良房邸）は二條大路のすぐ南側に二町を占め、竹三条（平生昌邸）は押小路の南側にあるが、ともに三条から二條の間にあるので「三条」の名がついたのであろう。このように『拾芥抄』に照らしてみても、加納氏のいわれる通りである。

すると、『源氏』の二條院は、二條大路の両側から北は一条大路までの間、すなわち、二條と三條の中間の三条坊門以北、一条大路までの間となるが、一条と二條の間は九本の大小路があり、普通の条間に三本の小路があるのとくらべて例外であるから、実際の北限は中御門

大路（二条より四つ北）あたりまでと考えてよからう。

三

ところで、『源氏』の二条院の位置については、従来二つの説がある。一つは『河海抄』の説で、

二条院 陽成院を二条院と号云々。脱履之後、御三此院。二条以北、大炊御門以南、油小路以東、西洞院以西也。京都の名跡など准拠なき事、一事もなき也。（帚木）

すなわち、陽成院を「二条院」と号したので、『源氏』の二条院の準拠とみた。『拾芥抄』に、

二条院 二条北堀川東、天曆母后御領。

陽成院 大炊御門南、西洞院西、件院御誕生。

とあり、実際には陽成院は二条院内の東の二町をいうようだ。陽成院は醍醐后種子の邸宅で、二条城の東、京都国際ホテルのすぐ北東の地にあたる。この『河海抄』の説は、賢木の巻の「洞院の大路」を西洞院大路と考え、二条大路から西洞院大路に折れる直前の北側とみるのである。石田穰二氏・角田文衛氏もこの説である。

今一つは、『花鳥余情』と『源氏官職故実秘抄』の説である。まず『花鳥余情』は、

柵の巻に、斎院の御くだりに、みちづかひをいへる所に、二条よりとう院の大ぢわたらせ給ふ程、院のかたはらなればとあり。これにて思時は、二条東洞院のあたりにてあるべきにや。…斎宮の御くだりの院のかたはらといふは、法興院はおなじ二条ながら、東洞院と京極とは三町をへだてたり。かたはらとはいはんに、さのみちがひはあるまじくは、法興院を二条院には准拠し侍るべし。

（帚木）

長文なので中心部のみを示したが、要するに「洞院の大路」を東洞院大路と考え、二条院は二条東洞院大路のあたりにあり、二条院の準拠は、そこから三町ほど東へ行った二条京極の法興院を「二条院」と号するので、その「二条院」の名を借りた、とみるのである。法興院は『拾芥抄』に、

法興院 二条北京極東、本号二条、兼家公家、二条関白御領。とある。『故実秘抄』も二条南・東洞院東とみるが、

二条院は、さか木の巻齋王御行列のみち、二条より洞院のおほぢをおれ給ほどに、二条院なれば、とある。これなり。しかれば、拾芥抄にいへる二条院にはあらで、二条殿といふにあたれり。しかるを二条院となぞらへていへるにや。

（帚木）

と述べ、二条院の準拠は『拾芥抄』にいう二条殿とみる。二条殿は『拾芥抄』に、

二条殿 二条南、東洞院東、入道大相国道長造之、二条関白御領。とある。島津久基氏もこの説だが、「二条院」の名称は法興院の旧名を借り、位置は二条殿の所とされる。

以上の二説は、「洞院の大路」を西洞院とみるか、東洞院とみるかで、大きく分かれている。

そこでまず、一条朝前後の頃の「洞院」の用例にあたってみよう。

(1)（遵子）初て入内し給に、洞院（古活字本は西東院）のほりにおはしませば、東三条の前をわたらせ給に、…（大鏡・巻二・頼忠伝―東松本、以下同）

(2)（実頼・師輔らは）宗像の明神のおはしませば、洞院小代の辻子よりおりさせ給しに、…（同・巻二・忠平伝）

(3)（花山院）北南のみかど、ついぢづら、小一条の前、洞院のう

らうへに、(人を) ひまなくたてたてなめて、…(同・巻四・道隆伝)

(4)天皇自_二枇杷第_一近比洞院。遷_二御一条院_一。(帝王編年記・巻十七)
 (1)は公任の妹遵子(四条宮)が入内するときの記事で、四条宮は『拾芥抄』に四条南・西洞院東とある(ただし、付図の東京図では四条北・西洞院東)。したがって「洞院」は西洞院である。(2)・(3)は、近衛御門南・勘解由北・烏丸東・東洞院西の小一条邸(忠平)付近の記事であり、「洞院」は東洞院である。(4)は一条院略歴の寛弘七年(一〇一〇)十一月二十八日条で、一条天皇が枇杷邸から一条院へ移られる記事である。枇杷邸は『拾芥抄』に近衛南・東洞院西にあり、前記注記の「近比」は「近江→近衛」の誤写である。(4)の「洞院」は東洞院である。

これらの用例で見える限りでは、「洞院」は東洞院がすこし多いが、引用例が少なく、これだけでは何ともいえない。

斎王群行の記事は、『西宮記』(巻十七・臨時五)の、昌泰二年(八九九)九月八日、承平三年(九三三)九月二十六日などの記事が詳細であるが、いずれも八省院内の作法に限られており、八省院の門の外から逢坂までの道順が書かれていない。逢坂に向かうのだから、二条を東行、やがて南行、三条を東行する訳だが、二条から三条の南北道が不明である。そこで、斎王群行に準ずる例を拾ってみる。『左経記』の寛仁元年(一〇一七)九月二十一日条に、斎王が待賢門を出て二条河原で楔をし、野宮に入られる記事が、次のようにみえる。

斎王楔東河二条末、入野宮、其道待賢門出給天、東仁行給天、自東乃洞院大路南仁行給天、自一条大路東仁行給天、御河原被所、事脱_〇畢、二条西仁行給天、從東乃洞院大路北仁行給天、從一条大路西仁行給天、御座野宮。

このコースは、待賢門↓(中御門大路)↓東洞院大路↓二条大路↓河原↓二条大路↓東洞院大路↓一条大路↓野宮、である。また、『扶桑略記』の延長五年(九二七)二月十四日条に、六条院行幸の記事が、次のようにみえる。

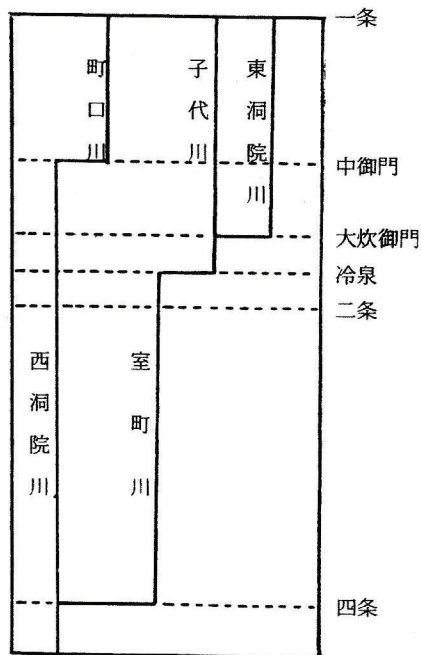
行_二幸六条院_一。已四刻。上_二御輿_一。從_二建礼門_一。出_二美福門交門_一。自_二一条大路_一。歷_二東院東路_一。到_二彼院_一。

この六条院は「釣殿院」の別名で、『拾芥抄』に六条北・東洞院東とある。

斎王の楔の場合、南北の大路として大宮・西洞院・東洞院・東京極の四つが通行可能のはずだが、東洞院を通過している。また、六条院の行幸の場合、東西の大路として二条・三条・四条・五条・六条の五つが通行可能のはずだが、一条を通過し、南北の大路として大宮・西洞院・東洞院の三つが通行可能のはずだが、東洞院を通過している。

これらの例から推定すると、公的巡行の場合、左京では、東西の通では二条大路、南北の通では東洞院大路を通過するのが慣例になっていたであろう。二条大路は道幅十七丈で東西の通の中で最大であり、大内裏に近く、貴族の邸宅や皇室の別所が南北に連なり、メインストリートとして晴れの行事の見物客も多かった。東洞院大路と西洞院大路は、ともに道幅八丈である。それぞれ川が流れ、通行の条件は同じようだが、以下に述べる点からして、実際には東洞院の方が通りやすかったと思われる。

平安時代のはじめ、左京には、鴨川の西に富小路川・東洞院川・子代川(烏丸川)・室町川・町口川・西洞院川・堀川・大宮川が一条から九条まで南流し、東京極大路の東端を中川が南流し、二条で鴨川に注いでいたと推定されるが、『九条家本延喜式』(巻四十二紙背)、『古本拾芥抄』や神仙苑所伝左京図によれば、



左京の水路
(九条家本延喜式)

別図のように、東洞院川から西の川はしだいに下流で合流して行き、ついに西洞院川に注いでいる。これがいつ頃の水路なのか明らかではないが、『九条家本延喜式』は鎌倉期のものであるから、いちおう鎌倉期頃の水路とみられよう。

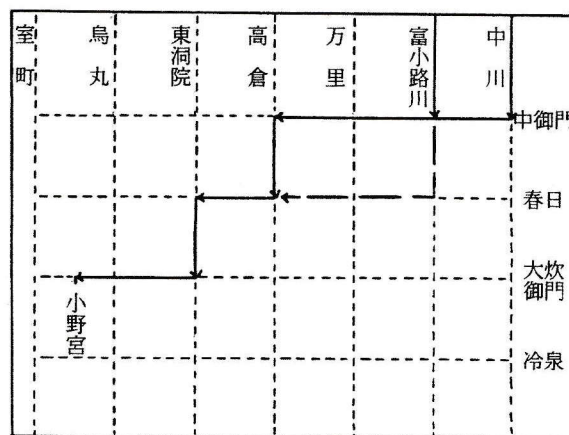
しかし、岸元史明氏が『平安京地誌』の「平安京内の河川」の項で詳述しておられるように、中川の水量が増すに伴って、富小路川や東洞院川は水量がしだいに減ってきたようだ。『小右記』の長和四年（一〇一五）七月十五日条に、川上で雷鳴・大雨があり、紙屋川・堀川・東院大路川（東洞院川）の水が溢れたとある。ところが、同記の治安三年（一〇三三）十月二十四日条に、藤原実資が小野宮（冷泉北・大炊御門南・烏丸西・室町東）に水を引く記事が、次のようにみえる。

与宰相同車、密々引水処見之、富小路南行水、從中御門西行、又自高倉小□折南、今献引、從春日小路折西々行、□水流、從東洞院大路南行、從大炊御門西行、是皆古跡、古水流自富小路折春

日小道、春日小道与富小路之間太高難西行、仍從昨改引而已。これによると、それまで富小路川の水を引くのに、春日小路に水路を掘り、小野宮に引き入れていたが、富小路・春日小路の辻の所が高くて西流が困難なので、旧水路を利用して、富小路↓中御門↓高倉↓春日↓東洞院↓大炊御門のコースに変更している。さらに、同記の万寿四年（一〇二七）

（一〇二七）九月八日条によれば、富小路川の水量が減ったためであろうか、水源を中川に求め、以下同コースを経て取水している（別図参照）。

もし東洞院川・子代川（烏丸川）が小野宮の近くを南流しておれば、このようにわざわざ旧水路を利用して、富小路川や中川から水を引く必要はなかったはずだから、東洞院川も子代川も中川に水を取られ、治安三年以前の「古水流」の頃から水が涸れていたと推測される。す



小野宮取水の経路

なわち、平安中期、東洞院川・子代川は、大雨が降れば川となるが、通常は水が涸れていたのであろう。二条以北でこういう状態だから、まして二条以南の東洞院川は、通常は水が涸れていたと考えられる。

一方、西洞院川は賀茂川から直接分流していたので、水量が多く、水の涸れることはなかったろう。『中右記』の長承三年（一一三四）五月十七日条によれば、「近代如此洪水未曾有」の大洪水がおこり、堀川・西洞院川に流死者が出たともいう。

岸元氏の前書によれば、川は道の中央を流れていたという。すると、東洞院と西洞院はともに八丈の道幅があっても、特に二条以南において、通常涸渇していた東洞院と常に川の流れていた西洞院とでは、前者がはるかに通行が容易であったはずである。

『源氏』賢木の巻の「二条より、洞院の大路を折れ給ふほど、二条の院の前なれば」は青表紙本によったが、これが河内本には、「二条より、洞院の大路渡らせ給ふほど、院の傍らなれば」とある。河内本の、二条から洞院の大路を「渡る」ということは、二条から洞院大路へ曲って行くことであり、青表紙本の「折れ」と実質的に変らないであろう。賢木の巻によれば、二条院は二条大路から東洞大路へ曲ったあたりにあったと考えられる。吉田早苗氏の研究によれば、二条院は西の対を晴れとしていたという。すると、東洞院大路の東側と考えられる。かくして、二条院の位置は、前述の二説のうち『花鳥余情』『故実秘抄』が妥当と考えられる。しかし、その位置の由来については触れていない。私は源氏は源高明を準拠とする立場から、この点を考えてみたいと思う。

四

左京の二条大路の南北には、二条院・二条殿・小二条など、正称・

別称に「二条」のつく邸宅が多くあり、その位置と伝領についての諸書の記事に相異があり、非常に複雑である。『拾芥抄』には次のようにある。

小二条 俊賢卿家、師尹公家、御堂殿已下、大二条殿伝領、二条南
二条殿 二条南、東洞院東、入道大相国道長造之、二条関白伝領。
しかるに、『二中歴』には、

小二条 二条北、東洞院西、俊賢卿家。

『小右記』に、

今日前摂政太閣下被任太政大臣、……諸卿列太政大臣二条第、二条北、東院東大路西、入自東門、……（寛仁元年一一〇一—一一〇二四月四日条）

また、同日条の『左経記』に、

……次第揖退出、前駟・雑色等従主進出、引率令参小二条殿給……ともある。

これらの小二条と二条殿については、太田静六氏・野口孝子氏・川本重雄氏の研究があり、道長の二条殿の位置は、『拾芥抄』は誤り、『二中歴』『小右記』が正しく、二条北・東洞院西にあったようだ。また、野口氏のいわれるように、『拾芥抄』にいう小二条（俊賢家）は長和二年（一一〇一—一一〇二）十一月四日全焼したが（御堂関白記）、その直前の同年十月十三日、道長は二条殿の建設計画をうち出しており（同記）、その四年後の寛仁元年（一一〇一—一一〇二）十一月十日に二条殿は竣工した（小右記）。したがって、俊賢の小二条と道長の二条殿は位置が異なり、『拾芥抄』に記すような伝領関係はなかったようだ。また、川本氏の研究によれば、道長の子の二条関白教通が造営した二条殿は、『栄花物語』に、

内の大殿（教通）は、年頃造らせ給へる新しき殿に渡らせ給ひ、

居籠り給へりと聞ゆ。(卷二十九・万寿四年―一〇二七―秋)
その又の年、京極殿焼けぬれば、内大殿の二条殿に渡らせ給ふ。

(卷三十四・長暦四年―一〇四〇―条)

内は内大殿の二条殿に渡らせ給ひ、(卷三十六・永承元年―一〇四六―条)

などとなり、竣工したのは万寿四年(一〇二七)秋であり、その位置は、『春記』に、

又、自東洞院東大路南行幸内大臣二条第入自西門、(長久元年―一〇四〇―十月二十二日条)

出東門自高倉小路北行、又二条大路西行、更自東洞院北行、經一条大路西行、(同年十二月二十五日条)

とある点からみて、二条南・東洞院東であり、道長の二条殿とは別の位置にあったという。『左経記』によれば、道長の二条殿を小二条殿とも称したようだが、その理由は不明である。俊賢の小二条殿が全焼した後に道長の二条殿が完成しているから、小二条の名を残す目的で二条殿の別称にしたのだろうか。

『拾芥抄』で小二条と二条殿が同地に並記してあるが、おそらく教通の二条殿は俊賢の小二条の跡地に造営したのであろう。『故実秘抄』は二条殿を『源氏』の二条院の準拠とするが、前記の『栄花物語』の記事によって、二条殿の完成は万寿四年(一〇二七)であり、寛弘七年(一〇一〇)頃に成立したとされる『源氏』より二十年近く後であり、準拠となりえないのである。二条院は二条殿の地にあったとみられる小二条を準拠にしたと推定される。

五

『源氏』の二条院を考えるにあたっては、俊賢以前の小二条の伝領が

問題である。私は特に次の三点に注目したい。

- (1) 『拾芥抄』によれば、小二条はもと二条后高子の邸宅であった。
- (2) 『貞信公記抄』(忠平)に、「延喜七年九月七日辛巳、遷小二条殿」の記事がある。

(3) 俊賢は源高明の子で、母は藤原師輔女である。

『尊卑分脈』、『大鏡』(師輔伝・裏書)、『栄花物語』(勘物)、『公卿補任』などによれば、源高明は実頼の次女(御匣殿別当)を室に迎えたが、天暦元年(九四七)五月二十一日に没した。その後、高明は師輔の三女(母盛子)を迎え、忠賢・惟賢・俊賢・経房が生れたが、その三女も没し、妹の五女(母雅子。愛宮)を後妻とした。山口博氏は、師輔三女が高明室になったのは、実頼次女の没した直後の天暦初年頃であり、その三女の没したのは、応和三年(九六三)頃と推定される。すると安和二年(九六九)生れの経房は、五女の子とみられる(『公卿補任』も同じ)。なお、高明には、為平親王室となった大君、藤原正光室となった中君、源重信室となった女子もあるが、それぞれの母は不明である。

そこで、前述の(1)―(3)を基にして小二条の伝領を推定すると、別図に傍線をつけた人々、すなわち、

基経―高子―忠平―師輔―女子(三女)―俊賢

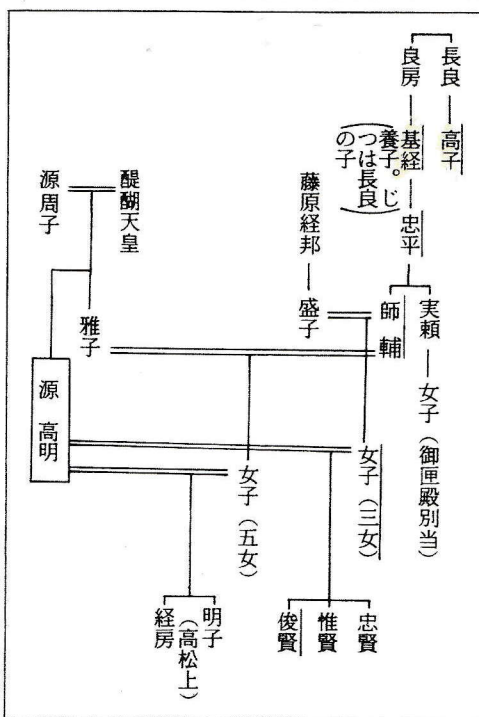
であったろう。

『栄花物語』(巻一・月の宴)によれば、安和二年(九六九)三月二十六日、安和の変で高明が五十六歳のとき大宰権帥に左遷された折に、左大臣殿(西宮邸)で「北の方、御女、男君達」が泣き悲しんだという。その西宮は『拾芥抄』に、四条北・朱雀西とある。高明邸は他に、

高松殿 姉小路北、西洞院東、高明親王家。(拾芥抄)

高明が高松殿と西宮に住んだ時期は明らかでない。高明の末娘明子は高松殿に住み、「高松殿」と称され、高明左遷のとき盛明親王（高明の兄）の養女となり、のちに道長室となった（『大鏡』巻五、『榮花』巻三）。また、前述したように、高明の左遷のとき、北方（愛宮）と男女の子どもは西宮にいた。しかし、数日後の安和二年（九六九）四月一日、西宮は焼亡し、「雑舎両三」だけ残った（日本紀略）。西宮の焼亡後、愛宮は父師輔の桃園の別業に移住した（蜻蛉日記・中巻）。そこは父師輔から伝領した愛宮の邸宅であった。

これらのことから推定すると、高明は高松殿→西宮→葛野の別業の順に住居を移したようである。『西宮左大臣集』は、詞書の中で高明



小二条の伝領（推定）

の動作に敬語を用いていて、近侍者らが編んだと考えられるが、その中に、「九条殿三君にきこえ給ふ」「返し」の歌が、計九首ある。高明は高松殿の頃に、小二条の師輔三女のもとに通い、住んだのであろう。高明と師輔三女の關係は、山口氏の推定⁽¹⁰⁾によれば、天曆元年（九四七）頃から応和三年（九六三）頃までの十六年間に、高明の三十四歳から五十歳までであり、この間に権中納言から中納言・大納言へ進み、左衛門督・檢非違使別当・按察使・中宮大夫などの要職についているから、師輔の高明に寄せる期待も大きかったはずである。

六

前述したように、『源氏』の二条院の準拠として、実在の二条院（陽成院）とする誤や、法興院の別名の「二条院」の名を借りたとする説があった。いったいに、『源氏』の邸宅名（条名のつく家）と実在の邸宅名との関係は、二つの場合があるようである。一つは一条宮（落葉宮）と三条宮（藤壺・雲井雁・薫）の場合である。『拾芥抄』に一条院（伊尹）・小一条（師尹）は実在するが一条宮はなく、東三条（良房）・西三条（良相）・三条院（頼忠）・竹三条（平生昌）は実在するが三条宮はない。つまり、『源氏』で同じ条名を用いても、こまかな点で名を変えているのである。

今一つは六条院（源氏）の場合である。『源氏』に六条院の位置を「六条京極わたり」（少女）としている。そこで『河海抄』は、「六条院」と号したという河原院（源融。六条京極）をその準拠とするが、史料の上から河原院を「六条院」と号した記事がみえない。じつは六条京極からすこし西へ行った所に、實在の六条院が二つあった。『拾芥抄』に、

六条院 六条南、室町東、号ニ海橋立、有ニ連理樹、祭主輔親家。

釣殿院

六条北、東洞院東、号六条院、光孝天皇御所云云、付三属淳子内親王。

とある。つまり『源氏』の六条院は、実在の六条院の名を借り、位置をすこし変えているのである。

結局、『源氏』の邸宅名は、実在の位置に同名の邸宅名を用いることはなく、名を変えるか位置を変えるかして、巧みに虚構を用いているのである。

二条院の場合は六条院と同じく、実在の二条院の名を借り、位置を変えたのであろう。その場合の実在の二条院は、『河海抄』のいう陽成院か、『花鳥余情』のいう法興院であろう。従ってこの小稿は、二条院の位置は『花鳥余情』『故実秘抄』と同地と考え、二条院の名は『河海抄』『花鳥余情』と同名と考え、両者から『花鳥余情』に最も近い訳であるが、小二条―高明（源氏の準拠）に注目し、『高明の小二条』↓「源氏の二条院」と推定する点で相異がある。

ところで、前述したように、高明の高松殿は、姉小路北・西洞院東にあった。そこで、『洞院の大路』を西洞院大路と考え、この高松殿が二条院の準拠ではないかという説も出て来そうに思える。そこでこの点について触れておくと、高松殿は二条と三条の中間、三条坊門小路の南側にあり、条名をつけるなら「三条」がつくはずの地域であり、現に三条坊門北に東三条殿・竹三条もある。こういう点からみて、高松殿を二条院の準拠とみるのは、位置的に無理であろう。

高明が小二条に出入りしたのは、応和三年（九六三）頃までであり、紫式部の生れる天禄元年（九七〇）以前のことであるが、小二条は作者の家（正親町南・土御門北・東京極東）から直線距離にして一・五キロほどの所で、当時の東西のメインストリートの二条大路に面して作者の行動圏内にあり、作者の頃には、高明の子で道長室明子の義兄、四納言の一人である源俊賢が伝領していたのだから、作者が関心を示

さないはずはなかったらう。

なお、『山城名勝志』（卷三）に、伊勢の家は二条南・東洞院東にあったという。一方、『後撰集』に、

隣に住み侍りける時、九月八日、伊勢が家の菊に綿を着せに遣はしたりければ、又のあした折りて返すとて 伊勢

数知らず君が齢をのばへつつ名だたる宿の露とならん（秋下・三九四）

返し 藤原雅正

露だにも名だたる宿の菊ならば花のあるじや幾代なるらん（同・三九五）

という贈答があり、伊勢の家の隣に、紫式部の父方の祖父の雅正（九六一年没）が住んでいたようだ。雅正の妻は藤原定方女で、雅正の父兼輔（堤中納言）と定方は従兄弟であった。『拾芥抄』によれば、定方の邸宅は三条坊門北・万里小路西の大西殿（小二条のすぐ東南）であった。おそらく雅正は、大西殿の一部に一時期住居し、その西隣に伊勢の家があり、その伊勢の家は後の竹三条（平生昌）の地にあり、小二条のすぐ南側であったのだろう。すると、高明と小二条のことは、雅正から為時、さらに作者の耳に入った可能性も考えられる。『後撰集』の雅正の歌、

花鳥の色をも音をもいたづらに物憂かる身はすぐすのみなり（夏・二二二）

の第一・二句は、『源氏』の中に、「花鳥の色にも音にもよそふべき方ぞなき」（桐壺）と引用されており、作者は祖父の雅正に血縁以上の関心をもっていたようだ。

また、作者の母方の曾祖父である藤原文範（九九六年没）は、『日本紀略』によれば、安和二年（九六九）三月二十五日、左馬助源満仲

らが前武蔵介藤原善時らの謀反を密告したとき、当時参議であった文範らが密告文を太政大臣職曹司にとどけ、左衛門府で繁延・蓮茂らを勘問したという。文範は作者二十七歳頃に没しているから、作者は文範から安和の変の一部始終を聞いていた可能性もある。

以上の雅正・文範を紹介した情報は、あくまで臆測に過ぎないのであるが、高明と作者をつなぐルートとして見逃がせないので、参考までに付記したのである。

注

- (1) 加納重文氏「源氏物語の研究」の「物語の地名」。
- (2) 石田穰二氏「源氏物語事典」(東京堂)の「二条院」。角田文衛氏「京都の中の王朝」(角田文衛著作集)4。
- (3) 島津久基氏「対訳源氏物語講話」(巻二・帚木)。
- (4) 吉田早苗氏「藤原実資と小野宮第」(「日本歴史」第二五〇号、昭和五十一年)。
- (5) 太田静六氏「藤原道長の邸宅に就いて」上・下(「考古学雑誌」第三十一巻四号・七号、昭和十六年)、野口孝子氏「道長の二条第」(「古代文化」第二十九巻三号、昭和五十二年三月)、川本重雄氏「小二条殿と二条殿―道長の二条殿と教通の二条殿―」(同・第三十三巻三号、昭和五十六年三月)。
- (6) 注(5)参照。
- (7) 注(5)参照。
- (8) 山口博氏「王朝歌壇の研究―村上冷泉田融朝篇―」の「源高明論」。
- (9) 愛宮の移った桃園の別業について、喜多義勇氏「蜻蛉日記講義」、川口雄氏校注「蜻蛉日記」(日本古典文学大系)、山口博氏(注8)などは、高明の別邸と考え、秋山虔・上村悦子・木村正中氏「蜻蛉日記

注解」(「解釈と鑑賞」昭和四十年五月号)、柿本燮氏「蜻蛉日記全注釈」などは、師輔から伝領した邸と考える。いちおう後者に従う。

(10) 注(8)参照。

(11) 今井源衛氏「紫式部」(人物叢書)。

(12) 角田文衛氏は「紫式部の居宅」(「角田文衛著作集」7)において、現在の京都市上京区寺町通広小路上ルの廬山寺境内の地とされる。

The Site of the Nijō-in residence in the Tale of Genji

Shigeru MORIMOTO

Summary

Where did the shining Genji live, a hero in the Tale of Genji?

Chapter Sakaki tells that his Nijō-in residence was near Nijō-tōin-ō-ji broad street.

But in fact, there was a street called Tōin-ō-ji respectively in the east and the west of the ancient capital, and so the site of the residence is unidentified.

(1) The shining Genji was modeled on Minamoto-no-Takaakira.

(2) Takaakira's wife was a daughter of Fujiwara-no-Morosuke. The daughter was given the ko-nijō-tei residence by his father. The residence was on the east side of Nijō-higashi-no-tōin street, southward. It is presumed that Takaakira lived in the Ko-nijō-tei residence with his wife.

(3) Higashi-no-tōin broad street was so much easier to walk along than Nishi-no-tōin broad street that people seems to have paraded through the former on formal occasions.

The conclusion is that the Nijō-in residence was actually the ko-nijō residence on the east side of the Nijō-higashi-no-tōin street, southward.